

岩手県告示第329号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和6年5月27日次のとおり顕彰した。

令和6年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
木下 紘	建設業経営の安定化等に努め、本県建設業の発展に尽力するとともに、東日本大震災津波をはじめとする自然災害からの被災地の早期復旧に貢献された。
齋藤 徳美	防災対策の推進や青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復に尽力するとともに、大学教育の充実と産学官の連携強化に努め、本県高等教育の振興に貢献された。
小暮 信人	映画祭の開催など、県民が身近に映画に触れる機会の提供に努め、本県文化芸術の振興に尽力するとともに、地域医療体制の確保・充実に貢献された。
三浦 フミ子	食生活改善推進員の後進育成に努め、県民の健康増進に尽力するとともに、健康寿命の延伸等に向けた施策の推進に貢献された。
故 小川 彰	地域医療の充実など、医学界の発展に尽力するとともに、災害時の医療提供体制の確保・充実に努め、保健医療施策の推進に貢献された。